(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内
(ハ)　北緯三八度〇四分五六秒東経一四二度五四分五八秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(ニ)　北緯三八度〇九分〇三秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内
(ホ)　北緯三七度〇九分五七秒東経一四二度〇四分五九秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヘ)　北緯三五度三〇分〇九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内
(ト)　北緯三八度四三分一二秒東経一四三度三八分三六秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内
(チ)　北緯三八度一八分東経一四三度二九分の地点を中心とする半径二海里の円によって囲まれる区域内
(リ)　北緯三八度一六分東経一四三度四八分の地点を中心とする半径三・二海里の円によって囲まれる区域内
(ヌ)　北緯三八度〇一分一二秒東経一四三度三二分の地点を中心とする半径二・六海里の円によって囲まれる区域内
(ル)　北緯三七度五三分三〇秒東経一四二度四六分三〇秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内
(ヲ)　北緯三六度五四分東経一四二度四三分の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内
(ワ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内
(カ)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内
(ヨ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十六年六月十三日から平成二十六年六月三十日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

○海上保安庁告示第五十七号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年五月七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

門川港東沖浮魚礁施設灯

名称	
位置	
所在地	細島灯台（宮崎県日向市）の東方約四〇キロメートル
北緯	三二―二六―五五
東経	一三二―〇六―二九
灯質	モールス符号白光　毎八秒にU（・―）
光達距離	実効光度一五〇カンデラ　六・〇海里
明弧	全度
点灯年月日	平成二十六年二月二十四日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　宮崎県管理

○海上保安庁告示第五十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年五月七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

大阪府堺市（石津港北防波堤外端）

名称	
位置	
所在地	大阪府堺市（石津港北防波堤外端）
北緯	三四―三三―二三
東経	一三五―二六―三八
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで三・五メートル　平均水面上から灯火まで七・一メートル
変更年月日	平成二十六年二月二十四日

大阪府石津港南防波堤灯台

名称	
位置	
所在地	大阪府堺市（石津港南防波堤外端）
北緯	三四―三三―二二
東経	一三五―二六―三五
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで三・五メートル　平均水面上から灯火まで七・一メートル
変更年月日	平成二十六年二月二十四日

宇和島港樺崎防波堤灯台

名称	
位置	
所在地	愛媛県宇和島港（樺崎防波堤外端）
北緯	三三―一三―三三
東経	一三二―三三―〇一
変更した事項	
灯質	連成不動単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度	閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離	閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日	平成二十六年二月二十四日

京葉シーバース灯

名称	
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の南西方約一二キロメートル）
北緯	三五―三〇―四一
東経	一三九―五六―一四
変更した事項	
灯質	モールス符号白光　毎八秒にU（・―）
記事	一　附属施設 イ　副灯二個 (一)　灯質　モールス符号白光　毎八秒にU（・―） (二)　光度　実効光度二八〇カンデラ (三)　光達距離　平均水面上から灯火まで一六メートル (四)　高さ　平均水面上から灯火まで一六メートル (五)　設置場所　本灯の北東方約二四〇メートル及び南西方約二四〇メートル (六)　記事　副灯二個は、本灯に同期している。
変更年月日	平成二十六年二月二十四日

ロ　モーターサイレン　二個

(一)　吹鳴周期　二七秒をへだて三秒間吹鳴

(二)　設置場所　本灯の北東方約二四〇メートル及び南西方約二四〇メートル

ハ　レーダー反射器

二　京葉シーバース株式会社管理

変更年月日	平成二十六年二月二十五日

下小丸子島灯台

名称	
位置	
所在地	愛媛県今治市（下小丸子島）
北緯	三四―一三―〇四
東経	一三三―〇三―二五
変更した事項	
光達距離	実効光度七八カンデラ
高さ	五・〇海里 地上から構造物の頂部まで七・七メートル　平均水面上から灯火まで二一メートル
変更年月日	平成二十六年二月二十五日

洲本沖無線方位信号所

名称	
位置	
所在地	友ヶ島灯台（和歌山県和歌山市）の北方約八・三キロメートル（洲本沖灯浮標）
北緯	三四―二一―二〇
東経	一三五―〇〇―三〇
変更した事項	
電波の型式及び周波数	PON　九、四一〇MHz（±）九〇MHz
通常方位測定区域	半径約六海里の円内の海域
記事	九、三二〇MHzから九、五〇〇MHzまでの周波数を使用するレーダーの空中線の指向面が本信号所の方向を向いたとき、レーダーの指示面にモールス符号G（――・）が現れる。この符号の内端の直前が本信号所の位置である。
変更年月日	平成二十六年二月二十六日